

b) 埋蔵文化財の状況

調査地域にある埋蔵文化財包蔵地は 16 箇所である。埋蔵文化財の調査結果を表 12.14.1-4、図 12.14.1-3 (P12.14-16) 及び資料編(第 10 章文化財 10.1 埋蔵文化財の状況)に示す。

表 12.14.1-4 埋蔵文化財調査結果

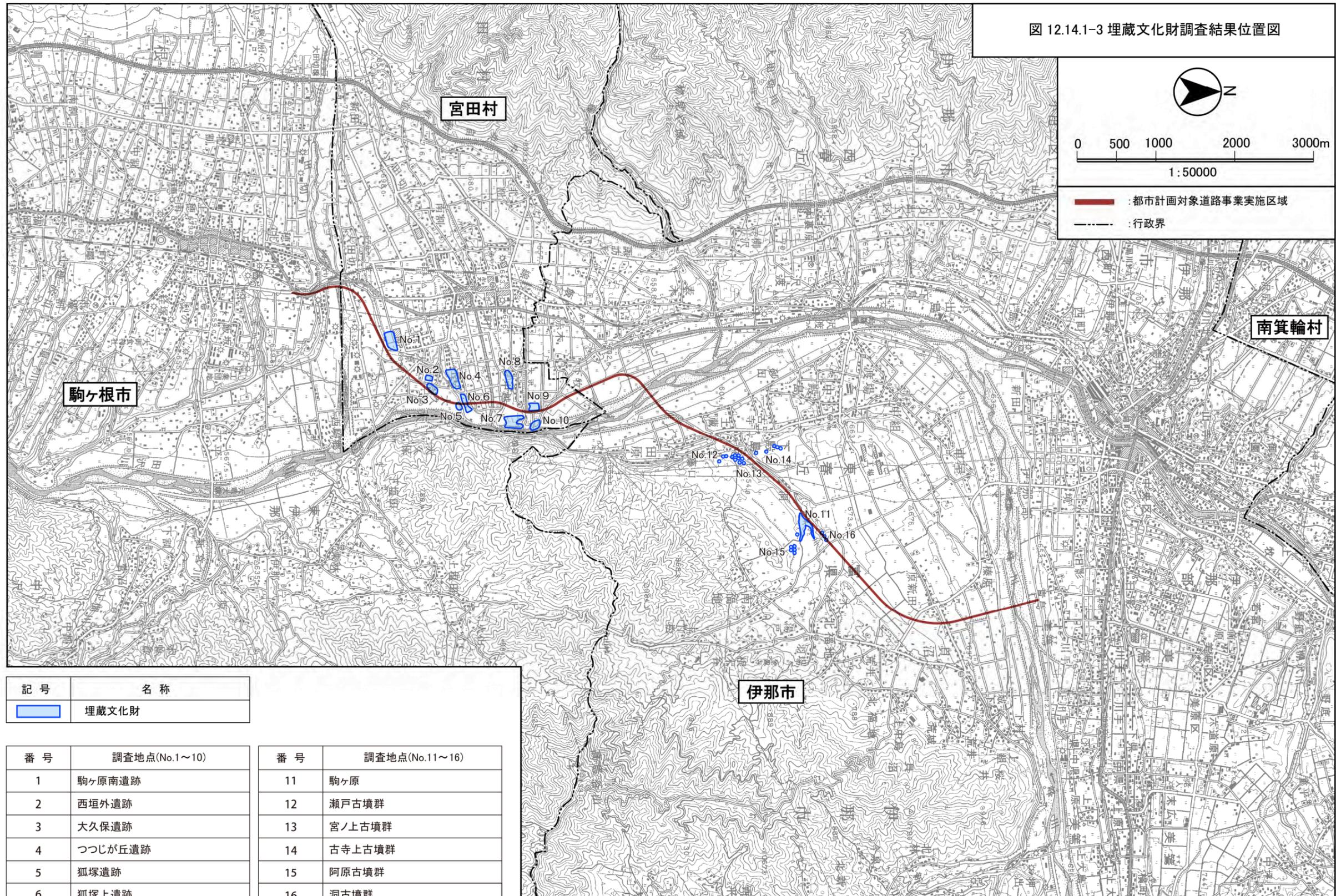
番号	名称	所在地	種別
1	駒ヶ原南遺跡	宮田村	遺跡
2	西垣外遺跡	宮田村	遺跡
3	大久保遺跡	宮田村	遺跡
4	つつじが丘遺跡	宮田村	遺跡
5	狐塚遺跡	宮田村	遺跡
6	狐塚上遺跡	宮田村	遺跡
7	下の城跡	宮田村	遺跡
8	城南遺跡	宮田村	遺跡
9	中越下館跡	宮田村	遺跡
10	北の城跡	宮田村	遺跡
11	駒ヶ原	伊那市富県南福地	遺跡
12	瀬戸古墳群	伊那市東春近	古墳
13	宮ノ上古墳群	伊那市東春近	古墳
14	古寺上古墳群	伊那市東春近	古墳
15	阿原古墳群	伊那市東春近	古墳
16	洞古墳群	伊那市東春近	古墳

出典：「駒ヶ根市遺跡分布図」(平成 25 年 6 月 長野県駒ヶ根市教育委員会)

「埋蔵文化財包蔵地(遺跡)分布図」(平成 27 年 3 月現在 宮田村教育委員会)

「埋蔵文化財包蔵地地図」(平成 28 年 3 月現在 伊那市教育委員会生涯学習課)

図 12.14.1-3 埋蔵文化財調査結果位置図



記号	名称
	埋蔵文化財

番号	調査地点(No.1~10)
1	駒ヶ原南遺跡
2	西垣外遺跡
3	大久保遺跡
4	つつじが丘遺跡
5	狐塚遺跡
6	狐塚上遺跡
7	下の城跡
8	城南遺跡
9	中越下館跡
10	北の城跡

番号	調査地点(No.11~16)
11	駒ヶ原
12	瀬戸古墳群
13	宮ノ上古墳群
14	古寺上古墳群
15	阿原古墳群
16	洞古墳群

出典:「駒ヶ根市遺跡分布図」(平成25年6月 長野県駒ヶ根市教育委員会)
 「埋蔵文化財包蔵地(遺跡)分布図」(平成27年3月現在 宮田村教育委員会)
 「埋蔵文化財包蔵地地図」(平成28年3月現在 伊那市教育委員会生涯学習課)

2) 予測の結果

(1) 予測の手法

道路の存在に係る文化財の予測は、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル（平成 28 年 10 月 長野県環境部）」に基づいて行った。

(2) 予測地域

予測地域は、史跡名勝天然記念物及び埋蔵文化財の調査地域及び地点と同一とした。

(3) 予測対象時期

予測時期は、史跡名勝天然記念物については工事中及び供用後の適切な時期とし、埋蔵文化財については直接改変の時期とし、工事中とした。

(4) 予測条件

改変部を最小化した構造の選定及び早期の緑化を行う等の保全対策の実施を前提とし、計画路線と史跡名勝天然記念物及び埋蔵文化財地点の位置から、文化財の利用への支障の有無、支障が生じる箇所や文化財の雰囲気等の変化について予測した。埋蔵文化財については、現在、文化財として公開・展示する等の利用はないと考え、埋蔵文化財包蔵地の直接的影響のみを予測した。

(5) 予測結果

予測の結果、史跡名勝天然記念物については、10 箇所全てにおいて計画路線が離れていることから影響はないと予測される。埋蔵文化財については、16 箇所のうち 6 箇所において計画路線が本遺跡の通過、若しくは近傍を通過予定であり、工事の際に遺跡そのものに一部変化があると予測される。史跡名勝天然記念物の予測結果を表 12. 14. 1-5 (P12. 14-18) に、埋蔵文化財の予測結果を表 12. 14. 1-6 (P12. 14-19) に示す。

表 12.14.1-5 史跡名勝天然記念物の予測結果

番号	名称	直接改変の有無	予測結果
1	御座石	-	計画路線は、南側約 800m以上離れていることから、文化財そのもの及び雰囲気は変化しない。
2	六地藏石幢	-	計画路線は、河川を介して北側約 900m以上離れていることから、文化財そのもの及び雰囲気は変化しない。
3	中越の榎の木	-	計画路線は、南側約 100m以上離れていることから、文化財そのもの及び雰囲気は変化しない。
4	下の城	-	計画路線は、北側約 100m以上離れていることから、文化財そのもの及び雰囲気は変化しない。
5	中越遺跡	-	県指定及び村指定ともに、計画路線は約 1,100m以上離れていることから、文化財そのもの及び雰囲気は変化しない。
6	春近社本殿	-	計画路線は、南側約 1,000m以上離れていることから、文化財そのもの及び雰囲気は変化しない。
7	御殿場遺跡	-	計画路線は、北側約 800m以上離れていることから、文化財そのもの及び雰囲気は変化しない。
8	ヤエヤマツツジ	-	計画路線は、北側約 500m以上離れていることから、文化財そのもの及び雰囲気は変化しない。
9	宮ノ花八幡社本殿	-	計画路線は、北側約 1,200m以上離れていることから、文化財そのもの及び雰囲気は変化しない。
10	宝篋印塔（洞泉寺）	-	計画路線は、北西側約 800m以上離れていることから、文化財そのもの及び雰囲気は変化しない。

注：「-」は影響なしを示す。

表 12.14.1-6 埋蔵文化財の予測結果

番号	名称	直接改変の有無	予測結果
1	駒ヶ原南遺跡	-	-
2	西垣外遺跡	-	-
3	大久保遺跡	○	計画路線は、本遺跡の近傍を通過予定であり、工事の際に遺跡そのものに一部変化が予測される。
4	つつじが丘遺跡	-	-
5	狐塚遺跡	○	計画路線は、本遺跡の近傍を通過予定であり、工事の際に遺跡そのものに一部変化が予測される。
6	狐塚上遺跡	○	計画路線は、本遺跡を通過予定であり、工事の際に遺跡そのものに一部変化が予測される。
7	下の城跡	-	-
8	城南遺跡	-	-
9	中越下館跡	○	計画路線は、本遺跡の近傍を通過予定であり、工事の際に遺跡そのものに一部変化が予測される。
10	北の城跡	-	-
11	駒ヶ原	○	計画路線は、本遺跡の近傍を通過予定であり、工事の際に遺跡そのものに一部変化が予測される。
12	瀬戸古墳群	-	-
13	宮ノ上古墳群	-	-
14	古寺上古墳群	-	-
15	阿原古墳群	-	-
16	洞古墳群	○	計画路線は、本遺跡を通過予定であり、工事の際に遺跡そのものに一部変化が予測される。

注：「○」は直接改変のおそれがあることを示す。「-」は直接改変がないことを示す。

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討

道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る文化財への影響を低減するための環境保全措置として、2案の環境保全措置を検討した。検討の結果、「試掘・確認調査及び発掘調査の実施」及び「未周知の埋蔵文化財に関する届出及び関係機関との協議、対処」を採用する。検討した環境保全措置を表 12.14.1-7 に示す。

表 12.14.1-7 環境保全措置の検討

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	文化財保護法に基づき、関係機関と調整の上、必要となる届出を行い、必要により試掘・確認調査を実施した上で、記録保存のための発掘調査を実施することで、文化財への影響を回避又は低減できることから、本環境保全措置を採用する。
未周知の埋蔵文化財に関する届出及び関係機関との協議、対処	適	文化財保護法に基づき、工事中に未周知の埋蔵文化財が確認された場合、教育委員会等へ届出をし、関係機関と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから、本環境保全措置を採用する。

(2) 検討結果の検証

実施事例等により、環境保全措置の効果に係る知見は蓄積されていると判断される。

(3) 検討結果の整理

環境保全措置に採用した「試掘・確認調査及び発掘調査の実施」及び「未周知の埋蔵文化財に関する届出及び関係機関との協議、対処」の効果、実施位置、他の環境への影響について整理した結果を表 12.14.1-8 (P12.14-20～21) に示す。

表 12.14.1-8(1)検討結果の整理

実施主体	長野県	
実施内容	種類	試掘・確認調査及び発掘調査の実施
	位置	全区間
環境保全措置の効果	文化財保護法に基づき、関係機関と調整の上、必要となる届出を行い、必要により試掘・確認調査を実施した上で、記録保存のための発掘調査を実施することで、文化財への影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	特になし	

表 12.14.1-8(2)検討結果の整理

実施主体	長野県	
実施内容	種類	未周知の埋蔵文化財に関する届出及び関係機関との協議、対処
	位置	全区間
環境保全措置の効果	文化財保護法に基づき、工事中に未周知の埋蔵文化財が確認された場合、教育委員会等へ届出をし、関係機関と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	特になし	

4) 事後調査

予測手法は、都市計画対象道路事業の実施に伴う改変範囲と文化財の分布範囲を重ね合わせるにより行っており、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しないものとする。

5) 評価

(1) 回避又は低減に係る評価

計画路線は道路の計画段階において、文化財の保全の観点から、改変量を極力抑えた計画としており、文化財への影響に配慮し、環境負荷の回避・低減を図っている。また、環境保全措置として「試掘・確認調査及び発掘調査の実施」及び「未周知の埋蔵文化財に関する届出及び関係機関との協議、対処」を実施し、環境負荷を低減する。このことから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価する。